

# 社会福祉法人川口市社会福祉協議会マスコット「社助」イラスト使用要領

## (目的)

第1条 この要領は、川口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有しているマスコット「社助」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用者)

第2条 次の各号いずれかに該当する場合を除き、何人もイラストを使用することができる。ただし、営利を目的とする場合は、次条に定める承認を要するものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

## (使用承認申請)

第3条 営利を目的としてイラストを使用する場合には、使用の原則1カ月前までに「社助」イラスト使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、本会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、使用者に対してイラスト使用を承認する。
- 3 前項の承認は、「社助」イラスト使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

## (使用許諾料)

第4条 前条に基づき申請した場合は、使用許諾料を徴収する場合がある。

## (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会が定めるデザインを使用すること。
  - (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
  - (3) 『川口市社協マスコット「社助」』との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©川口市社協」、「社助」、「しゃすけ」、「Syasuke」の表記をもって代えることができる。なお、会長が認めた場合はこの限りではない。
  - (4) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。なお、第3条の承認を要しない場合には、完成見本の提出を省略することができる。
- 2 イラストの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
    - (1) 承認された用途のみに使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。

- (2) イラスト使用の認可を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。
- (3) 四半期ごとに「川口市社会福祉協議会マスコット「社助」使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第6条 使用承認を受けた使用者が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに「社助」イラスト使用変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、イラスト使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第7条 イラストを使用している者（使用承認を受けた者を除く）が、第5条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、会長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 イラストの使用承認を受けた者が、第5条の各項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 川口市社会福祉協議会マスコットキャラクター「社助」イラスト使用要領（平成24年8月1日実施）は、廃止する。

#### 別 記

（使用例）



川口市社協マスコット「社助」しゃすけ